

登録衛生推進者養成講習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令にかかる登録及び指定に関する省令（以下「省令」という。）第1条の2の3第2項の事項のうち、代表者の変更の届出があったので、省令第1条の2の15の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- (1) 登録番号
第1号-2
- (2) 登録衛生推進者養成講習機関の名称
一般社団法人 浜松労働基準協会
- (3) 登録衛生推進者養成講習機関の住所
静岡県浜松市中央区中央1-3-6 浜松イーストセブン 205号
- (4) 登録衛生推進者養成講習機関の代表者
変更前：会長 箕輪匡文
変更後：会長 大石克己
- (5) 登録衛生推進者養成講習機関の事務所の名称
一般社団法人 浜松労働基準協会
- (6) 登録衛生推進者等養成講習機関の事務所の所在地
静岡県浜松市中央区中央1-3-6 浜松イーストセブン 205号
- (7) 変更年月日

令和8年5月22日

令和8年8月18日

静岡労働局長